

ニッポン 全国 物産展

出展マニユアル

物産展会場で必要な情報が含まれております。
会場にご持参ください。

会期：令和2年11月21日（土）～22日（日）

会場：池袋サンシャインシティ

主催：全国商工会連合会

●出展マニュアル目次

●開催日程と会場	ii
●事務局運営体制	iii
●ニッポン全国物産展出展に際して	iv
1. 物産展での商品PR・販売方法について	iv
2. ご出展にあたっての留意事項	iv
3. いわゆる「取り込み詐欺」について	v
I. 出展品について	1
1. 特産品の選定	2
2. 出展品の申請	2
II. 設営について	3
1. 基本設営	4
2. 備品カタログ	5
3. その他備品・設備	11
4. ブース装飾・施工上の留意点	12
5. 防災上の留意点	13
III. 搬入・搬出について	17
1. 搬入・搬出全般	18
2. ヤマト運輸による発送方法のご案内	20
3. 搬入・搬出にヤマト運輸以外を利用する場合	26
4. 赤帽・チャーター便・社用車で搬入・搬出する場合	27
5. 搬入経路 展示ホールA（乗用車・ワゴン）	28
展示ホールB（乗用車・ワゴン）	29
展示ホールA（2t～4t）	30
展示ホールB（2t～4t）	31
IV. イベント実施に関わる協力依頼について	33
1. 宣伝・PR関係	34
2. PRコーナー ポスター、パンフレット等提供のお願い	34
3. アンケート	35
4. 出展品の売上管理	35
V. 斡旋事項について	39
1. アルバイトの手配	40
2. マネキンの手配	40
3. 宿泊の手配	41
VI. 保健衛生対策マニュアル	43
1. 食品衛生対策上の留意点	44
2. 食品の表示について	45
VII. 酒類販売マニュアル	53
1. 酒類の販売と必要手続き	54

●開催日程と会場

■催 事 名：『ニッポン全国物産展』

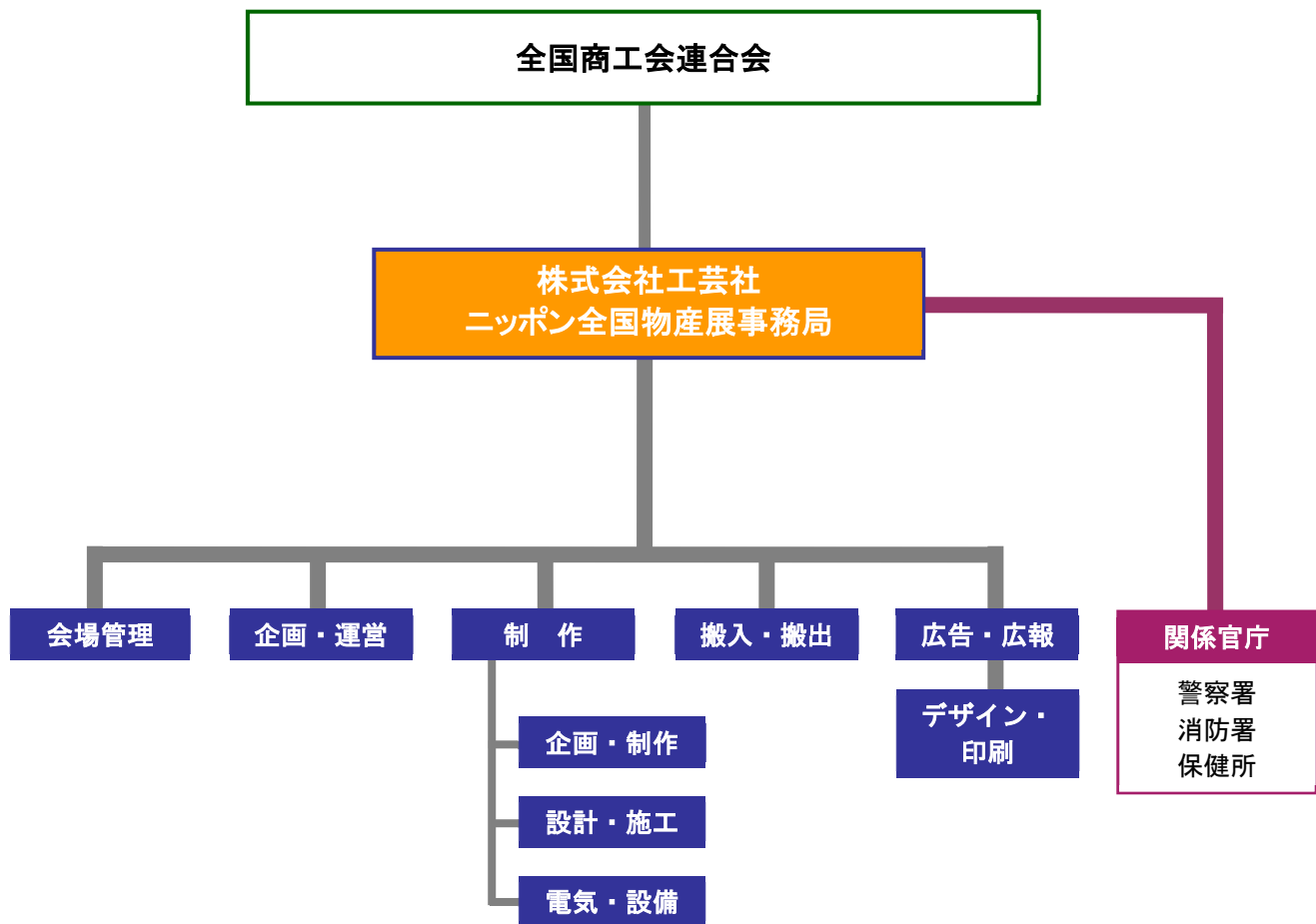
■開催期日：令和2年11月21日（土）～22日（日）の2日間

■開催時間：10：00～20：00

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
11月18日(水)			基礎工事											
11月19日(木)								指定運送業者<ヤマト運輸> 常温 搬入						
			設備工事											
11月20日(金)			ヤマト以外の運送業者・ヤマトチャーター便搬入											
								指定運送業者<ヤマト運輸> 冷凍冷蔵品 搬入						
			出展社搬入 小間装飾・陳列											
11月21日(土)		開場 9:00	開催時間10:00～20:00											
11月22日(日)		開場 9:00	開催時間10:00～20:00										搬出 20:00～ 21:00	

■会 場：池袋サンシャインシティ 展示ホール A・B

●事務局運営体制



株式会社工芸社（ニッポン全国物産展事務局）

担当：小原、上川、松本、和泉田

〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-26SKビル4F

TEL 03-3868-2880 FAX 03-5801-0795

E-mail: info@all-nippon.jp HP: <http://all-nippon.jp/>

提出書類について

提出書類は県連でとりまとめて事務局に提出します。
出展社は、各県連にご提出ください。

●ニッポン全国物産展出展に際して

1. 物産展での商品PR・販売方法について

商品を販売するにあたっては、自分が買う立場＝『お客様の立場』になって自社の商品や販売方法を改めて見直すことが大切です。また、物産展は短期間ですので、通常の店舗での陳列や販売方法と異なる部分もあります。そのため、商品の魅力を伝え、購買につなげるためには、出展する前に以下のような準備をしておくことをおすすめします。

①お客さまに気づいてもらう

- ☐ お客様の目につきやすいよう、売り場の装飾や陳列を工夫したり声をかけたりをしましょう。
- ☐ 商品をきれいに整理して並べましょう。
- ☐ 商品は多すぎず少なすぎず。
- ☐ 商品名やセールスポイントを記した「POP」や「値段表」を準備しましょう。

②お客様に商品の関心を持ってもらう

- ☐ 商品の原料や製造などの“こだわり”や“セールスポイント”を整理して説明できる準備をしておきましょう。
- ☐ 原料、製造方法、珍しさなどを簡単な説明書（リーフレット、チラシ等）を作成しましょう。

③お得感や希少性などをお客様にメリットをお伝えする

- ☐ 買いたい！欲しい！と思っていただくには、お得感や希少性なども伝えましょう。
- ☐ 過去のお客様のお褒めの言葉や、掲載された新聞等のメディア記事なども準備しておくとう効果的です。

④気持ちよく買っていただき、印象を残す

- ☐ 感謝の気持ちで商品をお渡ししましょう。
- ☐ ファンやリピーターになっていただきましょう。
- ☐ 普段どこで売っているか、再び購入したい場合はどのような方法があるか、提供できるアフターサービスなどを伝えましょう。
- ☐ 買っていただいたお客様には、後日DMを送付するなどしてファンやリピーター（固定客）になっていただきましょう。

2. ご出展にあたっての留意事項

令和2年11月21日から令和2年11月22日にサンシャインシティで実施する「ニッポン全国物産展」に出展するにあたっては、下記の事項について遵守されるようお願い申し上げます。

- ①出展に際しては、関係法規を遵守し、お客様にご提供する商品の内容・品質等についての万全の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ②本催事に出展する商品の欠陥等により、万一、お客様に損害が生じたときは、速やかな解決をはかるとともに、これに必要な費用一切をご負担いただきますので商品管理等の徹底をお願いいたします。
- ③本催事の運営等にあたっては、会場となるサンシャインシティ及びニッポン全国物産展事務局の運営にご協力くださいますようお願いいたします。

3. いわゆる「取り込み詐欺」について

近年、「展示商談会」及び「展示販売会」等において出展・PRしている事業者に対し、商談をもちかけ、商品を納入させた後、支払い期限になっても代金を支払わず、連絡がつかない等、いわゆる「取り込み詐欺」の事例が報告されております。

本物産展会期中及び会期後、不正業者の被害に遭わないよう、新規の取引にあたっては下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

- ①「代金前払い商品引渡し」条件での取引の検討
- ②「小額取引」条件での取引の検討
- ③取引相手の信用調査の実施
 - ・日経テレコンの活用
 - ・帝国データバンクや東京商工リサーチ等への掲載の有無
 - ・掲載がある場合、代表者、役員、借入及び負債の確認

【報告された手口】

- ①〇〇〇に出展したのを見て、良い商品なので、是非取引したいと申し出る。
- ②少量の発注を出す。
- ③最初の支払いは、期限前に支払う。
- ④追加で大量注文した後、代金を支払わない。



I. 出展品について

1. 特産品の選定

出展社は次の基準に基づいて、特産品を選定して下さい。

出展特産品の選定基準

- ①出展する商品は特産品等を中心に選定してください。
- ②出展品は十分調整し、現在既に知名度の高い特産品、類似品等はなるべく避けてください。
- ③取り扱いが極めて難しいものは避けてください。また、高額な出展品については出展社の責任において十分な管理をお願いします。
- ④臭気等の強い出展品については、他の出展社および来場者の迷惑となりますので避けてください。

※出品物の製造者責任に関して事務局では一切の責任を負いかねますので各出展社にて保険に加入する等の措置をお願いいたします。

2. 出展品の申請

様式 1
食 品

提出 9/28

様式 7-1
食 品

提出 9/28

様式 2
非食品

提出 9/28

様式 7-2
非食品

提出 9/28

＜様式の提出＞

- ・出展特産品が**食品**の場合

様式 1 『出展特産品申請書』 データを添付のうえメールで提出

提出日：9月28日（月）

様式 7-1 『出展特産品申請書』 一括表示ラベルと写真を添付のうえメールで提出

提出日：9月28日（月）

- ・出展特産品が**非食品**の場合

様式 2 『出展特産品申請書』 データを添付のうえメールで提出

提出日：9月28日（月）

様式 7-2 『出展特産品申請書』 データを添付のうえメールで提出

提出日：9月28日（月）

※様式 1・2 データは、そのまま「出展品一覧」に使用しますので、間違いのないようご記入ください。

- ・出展特産品が**食品**の場合、P. 43 VI. 保健衛生対策マニュアルを必ずご参照ください。

・出展特産品が**酒類**の場合、P. 61 VII. 酒類販売マニュアルを参照のうえ、必要書類をご提出ください。



Ⅱ．設営について

1. 基本設営

会場設営において、次の基本部分については全国連（主催者）にて手配および設営を行います。

■展示スペース

各都道府県ごとに区切られたブースを配置します。1 出展社あたりのスペースは約 5 m² を基本としますが、共通設備の配置によりスペースの形状は異なります。
また、販売員の立つスペースも含まれますのでご注意ください。

■基本装飾・設備

各都道府県共通設備

各県ごとにダブルシンク、手洗い（消毒装置付）、湯沸し器を必要に応じて設置します。
各ホールごとに冷凍冷蔵ストック（1 出展社あたり 30ℓまで。）を用意いたします。

基本備品

- 一出展社につき一枚の出展社名表示プレート
- 備品カタログの●マークのついた設備の中からどれか一台
- 選択した設備分の幹線工事、コンセント含む。平台を選択した場合のみ、100V、1kWまでの幹線工事、コンセントを含む。ようかん棒とセットで申込可能

※基本備品分の幹線工事、コンセントについてのお申込は不要です。

※備品カタログについては5～10ページをご参照ください。

※オプションレンタルとしてお申し込みいただいた冷蔵、冷凍ストッカーはブースから離れた場所に設置することがあります。

※電気器具については11ページ参照のうえ、別途様式4のお申込みが必要となります。

各ブロックごとにカラーにより差別化を図ります。

※詳細は後日発表。

<様式の提出>

様式3-1『基本備品・オプションレンタル備品申込書』

様式3-2『レイアウト図』

提出日：9月28日（月）

備考：11月6日（金）以降のキャンセルや変更につきましてはキャンセル料が発生する場合がありますのでご注意ください。

※出展社の方は、県連担当者が調整した各県スペース内の出展社レイアウトにもとづき、自社スペース内のレイアウトを決定してください。

自社内レイアウト決定後、レイアウト図を県連担当者へ提出してください。

各県連担当者からまとめて、事務局へ提出いたします。

様式3

提出9/28

2. 備品カタログ

* 金額は消費税込みです。

平型冷蔵オープンケース 基 ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



SKM-480 ￥38,500
 外形寸法:W1200×D900×H900
 内形寸法:W1100×D728×H250
 有効内容積:170ℓ
 消費電力:単相100V/440W
 使用温度:-2~2℃



SKM-580 ￥40,700
 外形寸法:W1500×D900×H900
 内形寸法:W1400×D728×H250
 有効内容積:216ℓ
 消費電力:単相100V/470W
 使用温度:-2~2℃



SKM-680 ￥41,910
 外形寸法:W1800×D900×H900
 内形寸法:W1700×D728×H250
 有効内容積:262ℓ
 消費電力:単相100V/490W
 使用温度:-2~2℃

冷蔵対面ショーケース 基 ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



TSA-090 ￥40,700
 外形寸法:W900×D650×H1210
 内形寸法:W825×D406×H616
 消費電力:単相100V/390W
 使用温度:3~7℃



TSA-120 ￥43,120
 外形寸法:W1200×D650×H1210
 内形寸法:W1125×D406×H616
 消費電力:単相100V/430W
 使用温度:3~7℃



TSA-150 ￥49,280
 外形寸法:W1500×D650×H1210
 内形寸法:W1425×D406×H616
 消費電力:単相100V/420W
 使用温度:3~7℃



TSA-180 ￥55,550
 外形寸法:W1800×D650×H1210
 内形寸法:W1725×D406×H616
 消費電力:単相100V/450W
 使用温度:3~7℃

平型冷凍オープンケース 基 ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



SCR-ES5000R ￥44,000
 外形寸法:W1500×D900×H890
 内形寸法:W1430×D700×H210
 有効内容積:210ℓ
 消費電力:(除霜時)3相200V/1630W
 使用温度:-22~-20℃



SCR-ES6000R ￥44,440
 外形寸法:W1800×D900×H890
 内形寸法:W1730×D700×H210
 有効内容積:254ℓ
 消費電力:(除霜時)3相200V/1950W
 使用温度:-22~-20℃

ヒナ段冷蔵オープンケース 基

※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



SAR-ES90KR ￥39,600
 外形寸法:W900×D750×H1200
 内形寸法:W866×D562×H478
 有効内容積:203ℓ (350ℓ 缶:258本)
 消費電力:単相100V/510W
 使用温度:5~10℃

基 このマークのついている製品から、どれか一台を基本設備としてお選びいただけます。基本設備以外の電気を必要とする備品は、別途幹線工事費用（電気使用量含む）が必要となります。

* 金額は消費税込みです。

卓上電気蒸器※2



M-1 ￥37,400
外形寸法:W300×D300×H270
温度調節:6段階切換式
消費電力:単相100V/1kW

床置電気蒸器※1※2



MA-60T ￥43,120
外形寸法:W570×D720×H680
温度調節:3段階切換式
消費電力:3相200V/6kW

ジュースディスペンサー※2



RWF-18S ￥31,900
外形寸法:W323×D435×H575
消費電力:単相100V/220W
ジュース容量:18ℓ



DS-10W ￥34,100
外形寸法:W252×D440×H572
消費電力:単相100V/300W
ジュース容量:10ℓ×2

電磁調理器※2



TIC-C136 ￥9,900
外形寸法:W330×D336×H59
電力調節:(弱)200W~(強)1300W
消費電力:単相100V/1.3kW



DD-13BA ￥52,800
外形寸法:W450×D600×H180
消費電力:3相200V/3kW
プレート寸法:W330×D400
製品重量:22kg

ホットプレート※2



CPY-A131 ￥7,700
外形寸法:W660×D390×H132
消費電力:単相100V/1.3kW
プレート寸法:W500×D310

卓上電気フライヤー※2



EF-5 ￥25,300
外形寸法:W300×D470×H220
温度調整:50~200℃サーモ可変式
油 量:5ℓ
消費電力:単相100V/1.5kW

冷蔵ストッカー ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



SH-R360 ￥32,670
外形寸法:W1111×D662×H893
内形寸法:W960×D515×H753
有効内容積:358ℓ
消費電力:単相100V/82W
使用温度:5±3℃



SH-R700 ￥39,600
外形寸法:W1781×D730×H893
内形寸法:W1630×D583×H753
有効内容積:690ℓ
消費電力:単相100V/122W
使用温度:5±3℃

冷凍ストッカー ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



SH-F360 ￥32,670
外形寸法:W1111×D662×H970
内形寸法:W960×D515×H753
有効内容積:358ℓ
消費電力:単相100V/82W
使用温度:-24~-20℃



SH-F700 ￥39,600
外形寸法:W1781×D730×H893
内形寸法:W1630×D583×H753
有効内容積:690ℓ
消費電力:単相100V/122W
使用温度:-24~-20℃

基 このマークのついている製品から、どれか一台を基本設備としてお選びいただけます。基本設備以外の電気を必要とする備品は、別途幹線工事費用（電気使用量含む）が必要となります。

※1 給排水費用込み

※2 実演販売をする場合には、必ず実演台と一緒にご使用ください

* 金額は消費税込みです。

冷凍・冷蔵コールドテーブル 基 ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



CT-FR120 ￥34,540

外形寸法:W1200×D600×H820
内形寸法:W380×D487×H609冷凍室
W380×D487×H609冷蔵室
有効内容積:104ℓ/冷凍室
110ℓ/冷蔵室
消費電力:単相100V/300W
使用温度:-25~15℃(冷凍)
-3~8℃(冷蔵)

CT-FR180 ￥40,700

外形寸法:W1800×D600×H820
内形寸法:W430×D487×H609冷凍室
W930×D487×H609冷蔵室
有効内容積:121ℓ/冷凍室
265ℓ/冷蔵室
消費電力:単相100V/400W
使用温度:-25~15℃(冷凍)
-3~8℃(冷蔵)

冷蔵コールドテーブル 基 ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



CT-R120 ￥33,000

外形寸法:W1200×D600×H820
内形寸法:W788×D500×H514
有効内容積:214ℓ
消費電力:単相100V/160W
使用温度:-6~12℃

CT-R180 ￥38,500

外形寸法:W1800×D600×H820
内形寸法:W1388×D435×H514
有効内容積:376ℓ
消費電力:単相100V/190W
使用温度:-6~12℃

冷凍コールドテーブル 基 ※基準線を超えると規定の温度を保つ事ができません。



CT-F120 ￥34,540

外形寸法:W1200×D600×H820
内形寸法:W830×D487×H609
有効内容積:240ℓ
消費電力:単相100V/270W
使用温度:-25~15℃

CT-F180 ￥40,700

外形寸法:W1800×D600×H820
内形寸法:W1430×D487×H609
有効内容積:415ℓ
消費電力:単相100V/350W
使用温度:-25~15℃

電気炊飯器



NS-GU36 ￥16,060

外形寸法:W360×D455×H360
炊飯容量:3.6ℓ(2升)
消費電力:単相100V/1410W

電気保温ジャー

* 保温のみとなります。
炊飯はできません



JHA-5400 ￥10,230

外形寸法:W435×D358×H315
保温容量:5.4ℓ(3升)
平均保温電力:単相100V/38W
製品重量:5.2kg
キャスター:なし

ソフトクリームサーバー ※1※2



SSF-M402 ￥148,500

外形寸法:W508×D780×H1530
タンク容量:6ℓ×2
消費電力:3相200V/3.8kw
製造能力:100ml盛付けで400個/h
(200個/h×2ℓ100cc/個)

ディッピングケース※1



SCR-VD10 ￥70,400

外形寸法:W1065(+20)
×D778(+DP127)(+20)
×H1,124(+100)
内形寸法:W930×D580×H680
消費電力:100V/364W
有効内容積:233ℓ
4.5ℓバット:10個展示(ストック12個)
使用温度:-18℃~-10℃

電子オーブンレンジ



RO-S21 ￥13,200

外形寸法:W475×D355×H280
庫内寸法:W300×D310×H150
消費電力:単相100V/1500W

製氷機※1



IM-35 ￥55,330

外形寸法:W503×D456×H850
製氷能力:約36kg/日
(室温20℃/水温15℃)
貯水量:自然落下時約11.5kg
最大ストック量18kg
消費電力:単相100V/275W

基 このマークのついている製品から、どれか一台を基本設備としてお選びいただけます。基本設備以外の電気をする備品は、別途幹線工事費用(電気使用量含む)が必要となります。

※1 給排水費用込み

※2 実演販売をする場合には、必ず実演台と一緒にご使用ください

* 金額は消費税込みです。

調理台



BW-156N

BW-096N ¥9,900

W900×D600×H800

BW-126N ¥12,100

W1200×D600×H800

BW-156N ¥14,300

W1500×D600×H800

BW-186N ¥16,500

W1800×D600×H800

実演台(中棚付き) 基



JDS-0600

JDS-0300 ¥19,800

W900×D750×H1800

JDS-0400 ¥25,300

W1200×D750×H1800

JDS-0500 ¥27,500

W1500×D750×H1800

JDS-0600 ¥29,700

W1800×D750×H1800

※外枠寸法です

電気ポット



UE-37 ¥4,400

有効内容積:2.2ℓ

消費電力:100V/700W

家庭用冷蔵庫



冷蔵庫(大)

UE-29 ¥22,000

外形寸法:W525~545×D580~630
×H1360~1445

有効内容積:170ℓ

消費電力:150W



冷蔵庫(中)

UE-30 ¥17,600

外形寸法:W415~475×D500~560
×H1100~1200

有効内容積:100~106ℓ

消費電力:100W



冷蔵庫(小)

UE-31 ¥13,200

外形寸法:W405~440×D430~520
×H790~840

有効内容積:70~74ℓ

消費電力:70W

電子ハカリ



LC-21NEO ¥12,320

外形寸法:W315×D320×H110

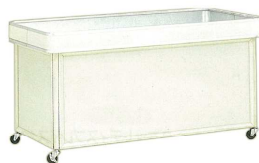
軽量皿:W305×D200

目量:1g

ひょう量:3kg

消費電力:単相100V/5W

平台 基



S-87-1500 ¥11,000

W1500×D750×H770

S-87-1800 ¥13,200

W1800×D750×H770

ようかん棒(木工白) 基



M-1200 ¥11,000

W1200×D300×H300

M-1600 ¥13,200

W1600×D300×H300

ヒナ段(木工白)



A-900 ¥15,400

W900×D600×H300/H600

A-1500 ¥19,800

W1500×D600×H300/H600

基 このマークのついている製品から、どれか一台を基本設備としてお選びいただけます。基本設備以外の電気を必要とする備品は、別途幹線工事費用（電気使用量含む）が必要となります。

* 金額は消費税込みです。

受付カウンター



UN-106A ¥6,600
W900×D450×H800

会議テーブル



T-235 ¥3,520
W1800×D450×H730
T-232 ¥3,520
W1800×D600×H730

T-236 ¥3,520
W1500×D450×H730
T-233 ¥3,520
W1500×D600×H730

T-234 ¥2,640
W1200×D600×H730
T-237 ¥2,640
W900×D600×H730

鏡面ケース(後開)棚2段 **基**



G-41 ¥22,000
W1200×D450×H150
消費電力:100V/90W



G-45 ¥17,600
W1500×D600×H920
消費電力:100V/30W



G-46 ¥22,000
W1800×D600×H920
消費電力:100V/300W

商談セット



ST-009E ¥17,600

カタログスタンド



PS-91B ¥6,050
A4 12段

貴名受



UA-4 ¥1,650

白布



UT-21 ¥1,320
2200×1000

基 このマークのついている製品から、どれか一台を基本設備としてお選びいただけます。基本設備以外の電気を必要とする備品は、別途幹線工事費用（電気使用量含む）が必要となります。

* 金額は消費税込みです。

手金庫



UO-70 ¥4,400
W300×D210×H130

台車



UT-30A ¥6,600
W590×H890

クリーンBOX(小)



UO-132A ¥1,320
W285×D210×H310 13ℓ

クリーンBOX(大)



UO-126 ¥2,640
W419×D310×H690 47ℓ

ゴミ袋



UO-136C ¥880
70ℓ 10枚
UO-136E ¥528
45ℓ 10枚

のぼり竿



PS-208A(のぼり竿)
¥1,320
H1620~3060
PS-208B(ウェイト)
¥1,320
W400×D400×H180

ハロゲンスポット



D-1 ¥3,850
アームスポットライト100W

コンセント

D-2 ¥3,300
100Vコンセント

D-3 ¥8,800
200Vコンセント

消火器



UT-18A ¥4,400

卓上カタログスタンド



PS-93 ¥1,760
A4 縦型

シングルハンガー



M-57 ¥2,640
W950×D450×H950~1700
M-61 ¥143
ハンガー

パイプイス



C-370 ¥660

基 このマークのついている製品から、どれか一台を基本設備としてお選びいただけます。基本設備以外の電気を必要とする備品は、別途幹線工事費用（電気使用量含む）が必要となります。

3. その他備品・設備

■電気工事費

基本備品以外に電気を使用する場合、オプションレンタルとしてコンセントの申込をしたうえで、幹線工事のお申込が必要となります。

（コンセントをお申込されても、幹線工事の申込がない場合は電気が通っておりませんのでご注意ください。）

100V幹線工事費（電気使用量含む）	
500W	¥4,950（税込）
1kW	¥9,900（税込）

200V幹線工事費（電気使用量含む）	
500W	¥5,500（税込）
1kW	¥11,000（税込）

※基本備品分の幹線工事、コンセントについてのお申込は不要です。

<様式の提出>

様式4『電気容量申込書』

提出日：9月28日（月）

申込みがない場合でも「申し込みません」にチェックのうえご提出ください。

様式4

提出9/28

4. ブース装飾・施工上の留意点

ブース装飾・施工を行う際には、事務局指定会社にて承ります。

その他出展社にて自社装飾を行う場合には、以下の事項に留意し遵守するようお願いいたします。

- ①装飾物がブースの間仕切りや枠外にはみ出ることを禁止します。
また、通路上にワゴンや看板・のぼり等を設置しないでください。
- ②陳列設備・装飾・表示等の高さは床面から2.4m以下に制限されています。
- ③装飾物および展示物は、地震等により転倒・落下・移動などのないように、設置してください。
違反装飾がある場合、撤去していただきます。
- ④展示装飾および出展物を、会場既存の天井・柱・壁等から吊り下げたり、もたせ掛けることはできません。
- ⑤建物の壁面・床面通路面にコンクリート釘またはドライピット鋸やアンカー等を打ちつけることは禁止です。
- ⑥建物の壁面・床面・通路面に直接塗料を塗ることは禁止です。
- ⑦カーペット等の裏面に接着剤を塗布して貼り付けることは禁止です。
- ⑧消火器・屋内消火栓・非常口・スプリンクラー設備・自動火災報知器・非常ベル・誘導灯等の緊急設備を装飾物などにより塞いだり、障害となる陳列・工作物・その他の物品を置かないでください。
- ⑨コンセントのたこ足配線は厳禁です。必要なコンセント数および容量を図面に記入し、設置してください。(たこ足配線や、事前に申請のない電気器具を持ち込んだことにより電気系統のトラブルが発生したりブレーカーが落ちる事例がありますので絶対におやめください。)
- ⑩電球は確実に固定するとともに、可燃物から離してください。
(特に展示物や段ボール等に注意してください。また、提灯は傾いて電球が本体に接触することのないように設置してください。)
- ⑪装飾等の施工および撤去の際に生じたゴミ等は、必ず持ち帰ってください。
- ⑫会場設備・基本設備・装飾・他県の装飾および出展物を破損した場合は、破損した方の責任において実費弁償していただきます。

5. 防災上の留意点

様式 5

提出 9/28

50人以上を収容する事業所・建造物は法令や条例などにより、一定の基準の防火管理と消防設備の設置が決められています。施工期間中または会期中に、所轄消防署の立入検査が行われ、違反や不完全な装飾がある場合には撤去が命じられたり、実演販売等の許可が下りないことがありますので、以下の事項について留意し、遵守するようお願いいたします。

<様式の提出>

様式 5 『危険物持ち込み申請書』

提出日：9月28日（月）

備考：「危険物の持ち込み」の有無を記入のうえ

「裸火・危険物の持ち込み」がある場合はすべての物をご記入ください。

1) 施工関係素材の防災規制について

消防法の防災表示制度により、次の諸規制がありますので遵守してください。

①会場で次のものを使用する場合、燃えにくい性質（防災性能）を持った物品（防災物品）でなければいけません。＜消防法第8条の3＞

- （1）展示用合板およびシナベニア、プリントベニア等。
- （2）カーペットやござ等の敷物類で、大きさが2平方メートルを超える物。
- （3）カーテン・のぼり・布製の暖簾装飾等で、下げ丈が概ね1メートル以上のもの。
- （4）その他装飾材料の防災対象物。

【注1】防災処理は吹き付け加工では効果が無く、防災基準に合格しません。

【注2】防災合板に厚い布やひだのある紙類を装飾貼付（または釘打ち、鋲打ち）する場合は防災合板と一体とは見なされませんので、貼付する素材にも防災性能を有するものを使用してください。

【注3】難燃ポリエステルや難燃アクリル等、繊維名の上に「難燃」と表示のあるものの防災処理は不要です。

②防災処理済のものを使用していない場合、消防署の立入検査の際に撤去を指示されることがあります。

③アクリル・ポリエステル・ポリプロピレン等が20%を超えている繊維は、防災処理はできません。

※防災処理を施したのものには、必ず関係当局の検査証・認定証等所定の防災表示を行ってください

2) 禁止行為について（原則）

屋内展示場など一定の場所では、防火対策上＜東京都火災予防条例第23条＞により「喫煙」「裸火の使用」「危険物の持ち込み」行為が禁止されています。

①会場内の禁煙（指定区域以外はすべて禁煙）

会期中はもとより、搬入時・施工時・搬出時においても会場内の指定区域以外はすべて禁煙となっております。

②裸火の使用禁止

裸火とは、気体・液体・固体燃料・電気を使用する火気器具等で炎や火花を発生させるものや赤熱部を外部に露出するものをいいます。

例：電熱器、電気フライヤー

③危険物の持ち込み禁止

- (1) ガソリン・灯油・軽油・サラダ油・マシン油・アルコール・重油等の持ち込み
- (2) 火薬類・マッチ・ローソク・その他の準危険物の持ち込み
- (3) 石油液化ガス（ＬＰガス）・高圧ガス・ガスボンベの持ち込み
- (4) 可燃性ガス（プロパン・アセチレン・水素等）の持ち込み

3) 禁止行為の解除承認について

事前に消防署に申請し、一定の条件により「禁止行為について」の解除を受けることができます。

尚、「解除承認申請」は事務局で一括申請いたします。

①裸火の使用について

(1)「裸火」の使用

- ・会場内では、ガスを燃料とする裸火の使用を禁止いたします。電磁調理器具等をご利用ください。

(2) 承認されない「裸火」の使用の範囲

- ・灯油、軽油、ガス、石炭、木炭等を燃料とする実演器具については申請しても解除承認は受けられません。

(3) 使用の際の注意事項について

- ・電気実演器具を使用する台および周囲を耐火ボードで被覆してください。

【例】電気コンロ：底部に1枚敷いてください

※ただし大容量（3kw以上）は4面囲ってください

電気フライヤー：4面を囲ってください

※4面とは「底部」「前面」「両側面」

②危険物の持ち込みについて

承認可能な「危険物」の範囲

<食用油>

- ・当物産展では電気実演器具等の使用に伴う危険物を食用油に限定します。
- ・調理や販売のために食用油を会場へ持ち込む場合は、持ち込み量を申請書に記入してください。

<アルコール消毒液>

- ・濃度60%以上のアルコール消毒液は申請が必要です。

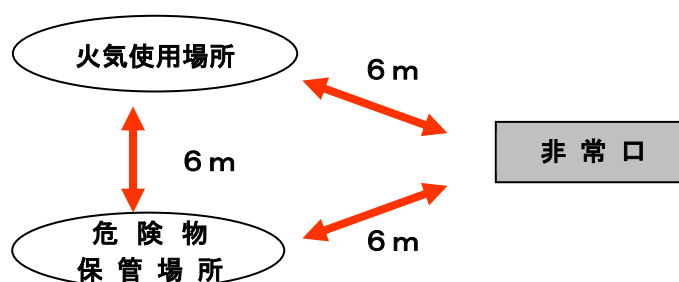
<その他>

- ・危険物品（ローソク・キャンドルランプ・炭等）を会場内に持ち込むことは承認されますが、展示や販売のみとし着火することは承認されません。

③「裸火」並びに「危険物」の設置場所について

- ・裸火の使用場所は出入り口や階段等の避難場所から水平距離で6m以上離してください。また同様に、危険物の持ち込み場所に関しては6m以上離してください。
- ・火気使用場所と危険物の設置場所は水平距離で6m以上離してください。
また、火気使用場所と燃えやすいものとの距離も同様水平距離で6m以上離してください。
- ・電気実演器具を使用する場合、周囲の可燃物を除去するとともに、観客に被害を

及ぼさないように防護策を講じてください。



4) 安全措置について

「裸火」並びに「危険物」の安全措置について

- ・ 適応する消火器（2単位10号以上）を備え、且つ適切な表示をしてください。
- ・ 必ず防火責任者を配し、監視および密栓を施し、他の物品と隔離して保管してください。
- ・ 裸火の使用に際しては、使用者が裸火の使用を容易に停止し、安全を確保できるように努めてください。
- ・ アルコール入りのスプレーの展示については、すべて空の状態で展示してください。
- ・ その他展示のみの為に持ち込む危険物品の容器は、すべて空の状態で展示してください。



Ⅲ. 搬入・搬出について

■ 搬入・搬出方法

ブロックごとに搬入出時間および搬入口（荷捌き所）を指定させていただきますので、必ず厳守するようお願いいたします。尚、荷捌き所へは搬出入許可証がないと進入できませんので必要事項を記入し必ず携行・提示してください。

ブロック	搬入時間	車輛	サンシャインシティへの 入口及び荷捌き
北海道 東北 関東 中部 近畿 中国 四国 九州 沖縄 酒ズキ横丁	『搬入・搬出申込書』（様式6）が提出 されてから調整 いたします。	乗用車・ ワゴン	展示ホールA-1 入 口：南A・南B・東入口 搬入エレベーター：1・5号機 荷捌所：ワールドインポートマート 地下2階
			展示ホールA-2、3 入 口：南A・南B・東入口 搬入エレベーター：12・13・17号機 荷捌所：ワールドインポートマート 地下2階
		4 t 車まで	展示ホールA-1、2、3 入 口：東入口 搬入エレベーター：13・15・16号機 荷捌所：ワールドインポートマート 地下1階 北荷捌所
ご当地フードコート おやつ殿堂	『搬入・搬出申込書』（様式6）が提出 されてから調整 いたします。	乗用車・ ワゴン	展示ホールB 入 口：南A・南B・東入口 搬入エレベーター：3・8号機 荷捌所：地下2階
		4 t 車まで	展示ホールB 入 口：首都高速道路5号線 東池袋ランプ 搬入エレベーター：11・12号機 荷捌所：文化会館3階高速

※ブロック分けについては申し込み状況に応じて変更する場合があります。

■ 入館バッジ着用について

会場内の管理のため、入館バッジの着用をお願いいたします。
着用がない場合には入館をお断りする場合がありますのでご注意ください。

下記期間は入館バッジの着用が必要です。

11月20日(金)	終日着用必要
11月21日(土)	9：00～10：00、20：00～21：00 着用必要
11月22日(日)	9：00～10：00、20：00～21：00 着用必要

一出展社ごとに3枚の入館バッジを事前に送付します。
追加を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

2. ヤマト運輸による発送方法のご案内

様式 6

提出 9 / 2 8

■ヤマト運輸を使用する場合

会場周辺の交通状況ならびに搬入出口の混乱を避けるため、「ヤマト運輸株式会社」を利用して一括搬入・搬出方式を採らせていただきます。

＜様式の提出＞

様式 6 『搬入・搬出申込書』

提出日：9月28日（月）

■未着や破損等のトラブル防止

伝票の複写を持参・保管してください。

出展品の搬入・搬出に際しては、紛失や破損などのトラブルが発生しやすいため、十分注意してください。

事務局ではこのようなトラブルについては一切の責任を負いません。

1) 発送方法およびサービスの種類

A. 発送方法の種類

①常温の宅急便

大きさが「縦＋横＋高さ」の合計が160cm以内で、かつ重量が25kg以下の荷物を送る場合にご利用いただけます。なお宅急便での責任限度額は1個（1伝票）につき30万円までとなっておりますのでご注意ください。

尚、ブースへの搬入は11月19日（木）中です。

②クール宅急便

家庭の冷蔵庫に合わせた、冷凍（－15℃以下）・冷蔵（0℃～10℃）の2タイプがあります。送付できる荷物の規格は、大きさが「縦＋横＋高さ」の合計が120cm以内で、かつ重量が15kg以下の荷物です。

※宅急便タイムサービスとの併用はできません。

※品物を出すときは必ず予冷をしておき、出荷する際には「冷凍タイプ」もしくは「冷蔵タイプ」のシールを必ず貼ってください。

尚、ブースへのお届けは11月20日（金）の午後となります。

各ブースに設置された冷蔵・冷凍オープンケースに配送しますが、受取の担当者が不在の場合はヤマト運輸で一時保管しますので、20日17：00までに会場内ヤマト宅配便受付コーナーまで引き取りに来てください。

※やむを得ず引取が出来ない場合でも、21日10：00までに必ずお引取ください。

※クールボックスの設置はありませんので、クール宅急便で商品を発送する場合は、ブース内の冷蔵庫・冷凍庫に見合った発送方法（追送などで分散）をするか、余裕を持ってストック用の冷蔵庫・冷凍庫を設置してください。

③宅急便タイムサービス（会期中の11／21～22の搬入のみ対応いたします。）

発送地域によって発送締め切り時間が異なりますので、必ず最寄りのヤマト運輸サービスセンターに事前に確認のうえ、発送手続きをお願いします。

10：00までの搬入を予定しています。

※厳密な搬入時の時間指定のお約束はできかねますのでご了承ください。

④Tポイントの付与・クロネコメンバー割の適用はできませんので、ご了承ください。

ヤマト運輸の指定搬入日は11月19日(木)が常温もの、20日(金)が冷凍・冷蔵ものとなります。11月18日(水)までにヤマト運輸北東京ベースに到着するように手配してください。

宅急便・クール便	北海道・九州・沖縄	各地域ヤマト 営業所 11/16(月) 集荷締切	ヤマト運輸 ニッポン全国物産展 専用荷受 (北東京運輸ベース)	会場	会場
	上記地域以外	各地域ヤマト 営業所 11/17(火) 集荷締切			
			11/18(水) 到着	11/19(木) 常温のみ 会場内 各ブース到着	11/20(金)午後 クール 会場内 各ブース到着

※別途、集荷に関する詳しいお問い合わせについては、下記のヤマト運輸サービスセンターにお問い合わせください。

荷物の未着や搬入上のトラブルを避けるため、ヤマト運輸の宅急便は、すべて一旦、ヤマト運輸の北東京ベース内に止め置き、会場への搬入をヤマト運輸が一括して行います。

【注】※ヤマト運輸の宅急便サービスセンターに依頼してください。

ヤマト運輸のエクスプレス営業所(航空専門)には絶対に依頼しないでください。

※一部離島などの地域につきましては、配送にかかる日数が違いますので、予め依頼サービスセンター北東京ベース店18日(水)着の最終発送締め切り日の確認を行ってください。

集荷のご依頼・北東京ベース店 到着日のお問合せ

ヤマト運輸(株) サービスセンター

フリーダイヤル：0120-01-9625

携帯電話からご利用の場合

関東：03-5564-3700

関西：06-6682-7111

北海道：011-892-2131

中国：082-849-1500

東北：022-374-8000

四国：0877-44-0555

北信越：025-231-9510

九州：092-931-3300

中部：0561-61-5000

沖縄：098-840-3581

C. 発送方法について

- ・宅急便送り状【発払い（ピンク）】を荷物1個に対し、1枚添付してください。
- ・お届けブースがわからずに、他県の荷物に混入するおそれがありますので、宅急便送り状には必ず県名、ブース番号、出展社名、担当者名を明記してください。
- ・物産展の専用ラベル（赤）に必要事項を記入し、すべての荷物に添付してください。
- ・11月19日、20日着の荷物は、宅急便伝票のご希望お届け時間帯の「指定無し」に✓をしてください。
- ・集荷の際にドライバーが宅急便送り状に預かり印を押して、依頼者にお客様控えをお渡します。このお客様控えは後日の問い合わせや請求金額確認等に必要ですので大切に保管しておいてください。

搬入時 宅急便元払い伝票〔ピンク色〕

搬入の荷物は全て指定無しにして下さい。

宅急便

※お客様のへるのお願い
お荷物を受け取る際に、お荷物の状態を確認させていただきます。ご了承ください。

ご記入例
〒238-6789
(数字の書き方) <http://www.korin.jp/postcode/>

お荷物のお問い合わせはヤマト運輸ホームページへ [ヤマト運輸](#) [お問い合わせ](#)

ご希望の日時を指定していただくことができます。
ご希望の日時は、お届け先へお電話ください。

お届け先
郵便番号 Postcode: 〒
電話番号 TEL No.
住所 Receiver's address
ヤマト運輸株式会社
03-9990
北東京ベース止め
ニッポン全国物産展 ○○県
ブース番号○○ △△社 担当者名

品名 (フレモノ・ノマモノ) Contents (Fragile・Perishable)
画面の「宅急便」で特にご注意ください主な品目をよくご確認ください。
品名ではできるだけ詳しくご記入ください。※宅急便で現金は送付できません。

ゴルフ・スキー・空港	クラブ本数	ゴルフ・スキー用品	冷凍冷蔵
無荷・持込	箱数・未収電子マネー・メンバー権・集積カード・他	クール	冷凍
¥60	80 100	運賃	送料込・CVS名
¥120	140 160	料金	
宛先コード		合計	
お客様コード		担当者	店
受付日	年 月 日	上記の金額を正に徴収しました。 本書をもって徴収にかえることができます。	運送料一万円未満
お届け予定日	月 日		

クロネコメンバーズに登録すると、受け取る、送るが便利になります

郵便番号は必ず記入して下さい。

物産展専用シール〔赤色〕

ニッポン全国物産展			
社名コード 30-99-99		北東京ベース店 気付	
出展の 品名	プ リ ズ ム	東 京 の 品	品 名
該当品に○ 印を付記し てください。		一般品・ クール宅急便 (冷凍・冷蔵)	
個口		出展料	

問い合わせ先 北東京主管支店 営業企画課
Tel 048-445-8931

ヤマト運輸株式会社

※11月21日22日に到着の荷物も、こちらの方法で発送ください。

必要枚数を受け取りに来てください。
搬出時まで送付先を記入しておいてください。

【支払方法】 会場内ヤマト宅配便受付コーナーに荷物を持参し、受け付けの際にその場で現金精算してください。

【発送日】 当日発送を予定しておりますが、翌日発送となる場合もあります。

※発払いによる撤去時の発送は、会場内ヤマト宅配便受付コーナーにて受け付けます。原則ブースには伺いませんのでご了承ください。

- ・クール便の発送は着払い・発払いに関わらず、各ホールのクール便集荷スペースへ（会期中にご案内します）お持ちください。
なお、クール便については全て翌日発送となります。
（当日発送が止むを得ず必要な場合は、ヤマト宅配便受付コーナーへ 18：00 までにお持ち下さい。）

B. 搬入出に関わるその他の事項

◆搬入時

※荷物の受け取り及び問合せ事務局では荷物の受け取りは行いません。

ヤマト運輸にて発送した荷物のお問合せ等は、会場内ヤマト宅配便受付コーナーをご利用ください。

◆搬出時

- ・梱包が必要なお荷物、ヤマト便規格を超えるお荷物、高額なお荷物（らくらく家財宅急便）に関しましては、ヤマトホームコンビニエンス（株）に事前にお申し込みください。
ヤマトホームコンビニエンス（株） 0120-008-008（当日受付不可）

・ヤマト便の利用につきましては、必ずヤマト運輸立ち会いのもと受付を済ませてください。
絶対に控え伝票を抜いて荷物を置き去りにしないでください。

※配送においてご不明の点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

集荷・配送についての問い合わせ先

ヤマト運輸(株) 北東京主管支店 営業企画課
TEL：048-445-9931 担当：岩脇

ヤマト便商品規格

- ① 1個当たりの実重量 30kg 迄
- ② 3辺合計 200cm 迄
- ③ 最長辺は170cm 迄、横幅は100cm 迄（横倒しできない場合）
- ④ ヤマト便運賃はHP（www.kuronekoyamato.co.jp）をご参照ください。

発送物の梱包について

割れ物などの発送に関しましては大切なお荷物の破損を防ぐため、荷物の性質、重量、容量などに応じて、運送に適した梱包をお願いしております。荷物を送る前に下記を確認させてください。

梱包資材（ダンボールなど）

大切なお荷物の破損を防ぐため、ダンボールなどの資材で梱包していただく必要があります。

粘着テープ（ガムテープなど）

ダンボールを組み立てる際や、閉じる際に使用します。ダンボールの強度を高めることに役立ちます。

緩衝材（新聞紙など）

お荷物の傷を防いだり、ダンボールの中の隙間を埋めて破損を防いだりするために使います。

宅急便 運賃表（税込）

＜関東地域から発送する場合＞

（単位：円）

サイズ	北海道	北東北	南東北	関東	信越	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
	北海道	青森県 秋田県 岩手県	宮城県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 東京都 山梨県	新潟県 長野県	静岡県 愛知県 三重県 岐阜県	富山県 石川県 福井県	大阪府 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 兵庫県	岡山県 広島県 山口県 鳥取県 島根県	香川県 徳島県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
60	1,370	1,040	930					1,040	1,150		1,370	1,370
80	1,590	1,260	1,150					1,260	1,370		1,590	1,920
100	1,830	1,500	1,390					1,500	1,610		1,830	2,490
120	2,050	1,720	1,610					1,720	1,830		2,050	3,040
140	2,290	1,960	1,850					1,960	2,070		2,290	3,610
160	2,510	2,180	2,070					2,180	2,290		2,510	4,160

※クール宅急便、宅急便タイムサービス、超速宅急便、S-P A Tの付加料金は改定しません。

クール宅急便料金（税込）

宅急便運賃に次の金額が加算されます

60 サイズ	220 円
80 サイズ	220 円
100 サイズ	330 円
120 サイズ	660 円

宅急便タイムサービス料金（税込）

宅急便運賃に次の金額が加算されます

60 サイズ	330 円
80 サイズ	660 円
100 サイズ	990 円
120 サイズ	1,320 円
140 サイズ	1,650 円
160 サイズ	1,980 円

- 大きさ（cm）は、縦＋横＋高さ3辺の合計です。
- 大きさ、重量のどちらか一方が規格を超えている場合は、大きい方のサイズとなります。
- クール宅急便は120サイズまでのお取り扱いとなります。
- 宅急便の責任限度額は30万円となっております。

3. 搬入・搬出にヤマト運輸以外を利用する場合

やむを得ずヤマト運輸以外の運送会社に依頼する場合、会場住所、イベント名（ニッポン全国物産展）、ブースNO（11月上旬に事務局よりお知らせします）、出展社名（都道府県連については県名）、担当者名を必ずご記入ください。

情報が不十分ですと、荷物が会場内で行方不明になることがあります。
事務局では対応しかねますのでご注意ください。

また、冷蔵・冷凍設備が必要なものについては下記の件に十分ご注意ください。

設置共有の冷蔵・冷凍ストックは、一出展社につき各30リットル（みかん箱一箱分）のご用意となります。発送量を調整いただくか、オプションにて冷蔵・冷凍ストックをお申込ください。

ヤマト運輸以外の運送会社（佐川急便、日通ペリカン便等）に依頼する場合、車輛証は必要ありません。

会期中発送先住所

Aホール住所

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目1番地3号ワールドインポートマート4階 Aホール
ニッポン全国物産展 県名 ブースNO 出展社名 担当者名 担当者携帯番号

Bホール住所

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目1番地4号文化会館4階 Bホール
ニッポン全国物産展 県名 ブースNO 出展社名 担当者名 担当者携帯番号

【注】サンシャインシティまでの契約の場合は各ブースまで配達されないため、荷物が届かない場合があります。

4. 赤帽・チャーター便・社用車で搬入・搬出する場合

やむを得ず赤帽、チャーター便、社用車搬入時には車輛証が必要となります。

（搬入車の留置きは出来ません。有料の駐車場をご利用ください）

11月20日（金）のみ搬入可能です。

※会期中の追加搬入の場合においても、1車輛につき1枚の搬出入許可証が必要となります。事前搬入時と同様に申請をお願いします。

●搬出を行う場合

①搬出方法

閉場と同時に速やかに荷物を梱包し、出展社が責任を持って搬出してください。

②搬出時は、搬入時と同様に搬出時にも荷捌き所への進入には搬出入許可証が必要となります。搬出時の荷捌き所への進入時間は20：00～21：00とさせていただきます。

※各出展社の大きなゴミは原則としてお持ち帰り願います。

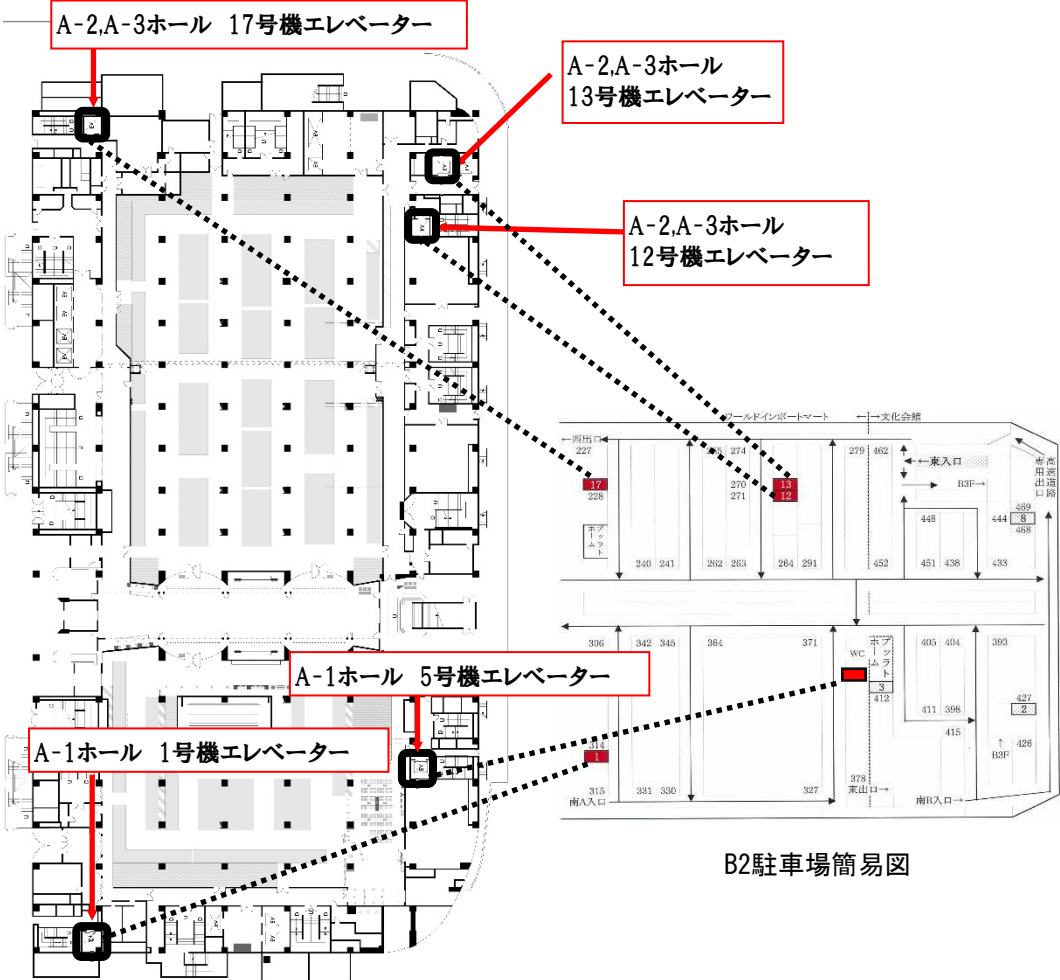
※残材の積み残しがあった場合には『廃棄処分料』をご負担頂く場合がございます。

5. 搬入経路

展示ホールAの搬入・搬出（乗用車・ワゴン）

●経路図

Aホール 4F



	積載量	カゴ内寸法(mm)			出入口寸法(mm)		エレベーター位置
	(kg)	巾	奥行	高さ	巾	高さ	
1号機	1, 150	1, 800	1, 500	2, 350	1, 000	2, 100	B2F柱番号赤314の隣
5号機	1, 150	1, 800	1, 500	2, 350	1, 000	2, 100	
12号機	1, 150	1, 800	1, 500	2, 400	1, 000	2, 100	B2F柱番号赤270前の扉奥
13号機	2, 000	2, 000	2, 250	2, 350	1, 300	2, 100	B2F柱番号赤271前の扉奥（運転休止の場合あり）
17号機	1, 150	1, 800	1, 500	2, 400	1, 000	2, 100	B2F柱番号赤228の隣

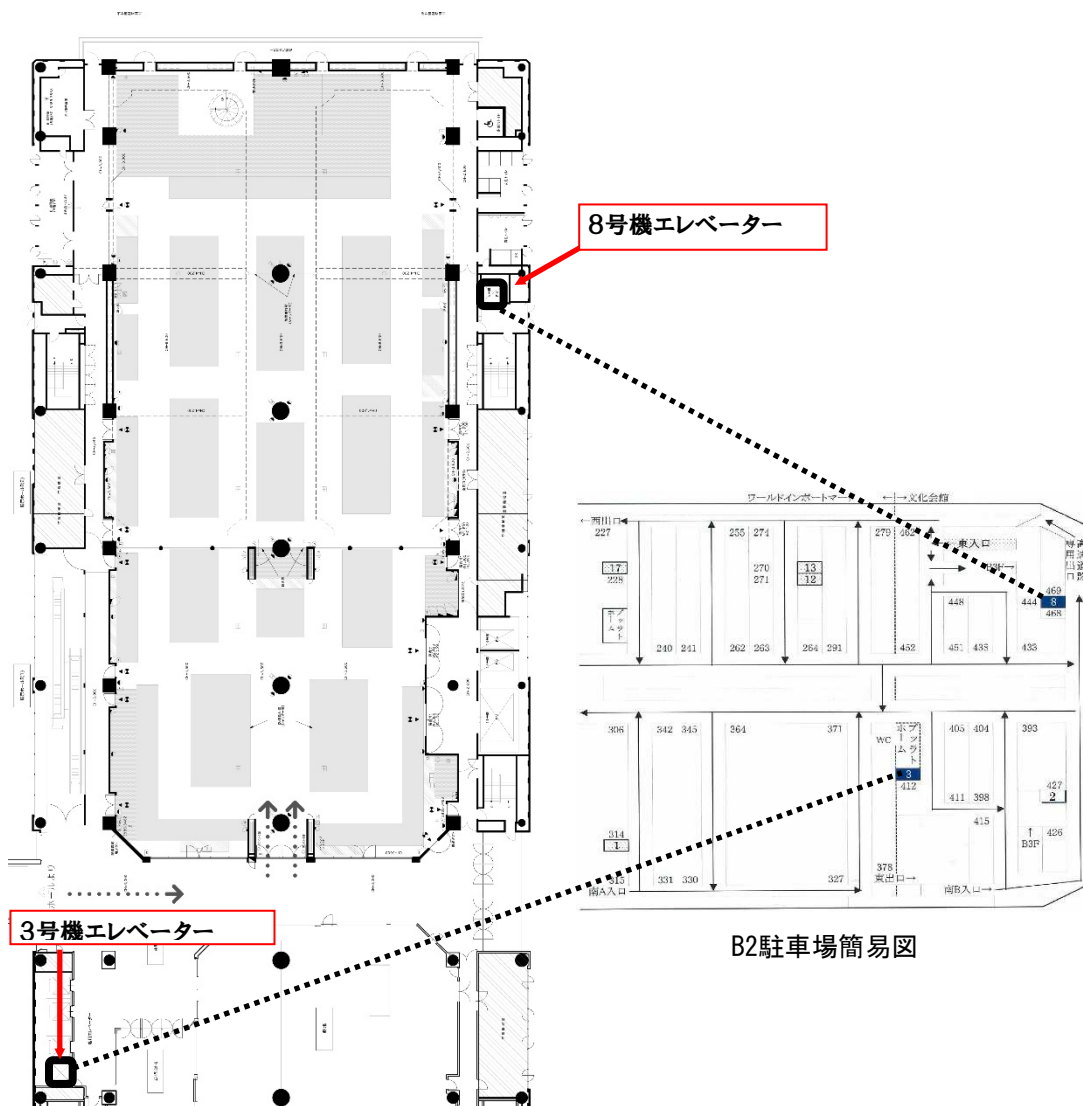
※搬入出作業を円滑に進めるため、下記の要項にご注意ください。

- ・車高制限は空荷の場合です。
- ・車内遺留品、荷物、商品等の盗難は一切の責任を負いかねます。
- ・荷捌所が満車となった場合、入庫の制限をいたします。
- ・ワゴン車(2.1m以下)及乗用車につきましては地下2Fの一般駐車場（有料）のご利用をお願い致します。

展示ホールBの搬入・搬出（乗用車・ワゴン）

●経路図

Bホール 4F



	積載量 (kg)	カゴ内寸法(mm)			出入口寸法(mm)		エレベーター位置
		巾	奥行	高さ	巾	高さ	
3号機	1, 150	1, 800	1, 500	2, 350	1, 000	2, 100	B2F文化会館プラットフォーム脇の鉄扉奥
8号機	1, 150	1, 800	1, 500	2, 350	1, 000	2, 100	B2F柱番号青444、468、469の奥の扉

※搬入出作業を円滑に進めるため、下記の要項にご注意ください。

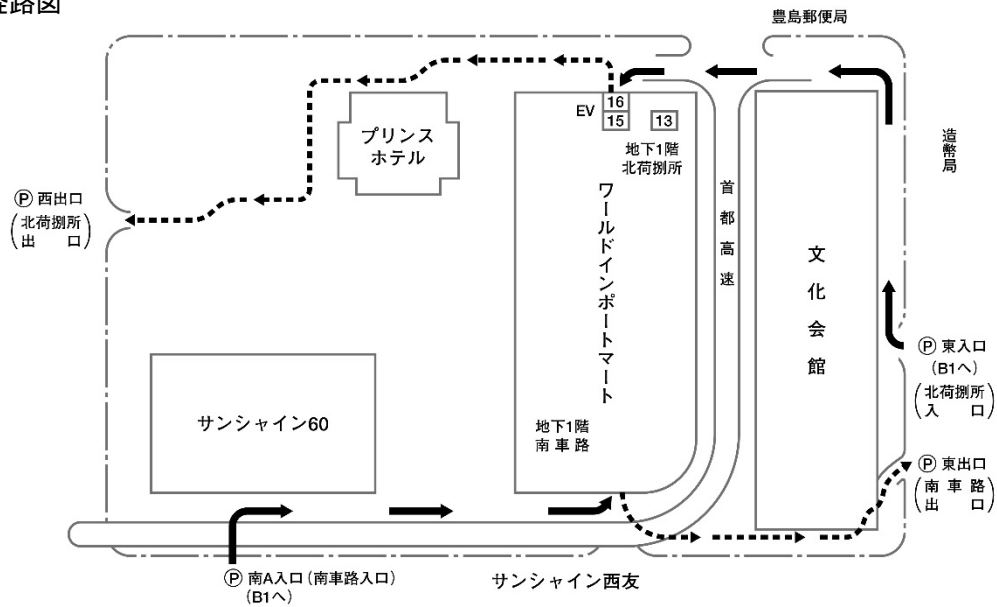
- ・車高制限は空荷の場合です。
- ・車内遺留品、荷物、商品等の盗難は一切の責任を負いかねます。
- ・荷捌所が満車となった場合、入庫の制限をいたします。

展示ホールAの搬入・搬出（2 t～4 t）

●一覧表

会 場 名	展示ホールA－1・A－2・A－3		
進 入 口	東入口		
車 輛 制 限	高 さ	巾	長 さ
	3．6 m	2．5 m	9．0 m
	普通4 tまで（ロングボディー不可）		
荷 捌 所	ワールドインポートマートB 1 北荷捌所		
エレベーター	13・15・16号機		
出 口	西出口 24時間利用可		

●経路図



- ※搬入出作業を円滑に進めるため、下記の要項にご注意ください。
- ・作業終了後は速やかに退去してください。作業終了後の駐車は厳禁とします。
 - ・「搬入・搬出許可証」に記入された指定時間外の入庫はできません。
 - ・車高制限は空荷の場合です。
 - ・車内遺留品、荷物、商品等の盗難は一切の責任を負いかねます。
 - ・荷捌所が満車となった場合、入庫の制限をいたします。

		積載量	出口扉(mm)		カゴ内寸法(mm)		
		(kg)	間口	高さ	巾	高さ	奥行
北荷捌所	13号機	2,000	1,300	2,100	2,000	2,350	2,250
	15号機	1,500	1,300	2,100	2,000	2,400	1,650
	16号機	2,500	3,000	2,100	4,400	2,350	2,050

展示ホールBの搬入・搬出（2 t～4 t）

●一覧表

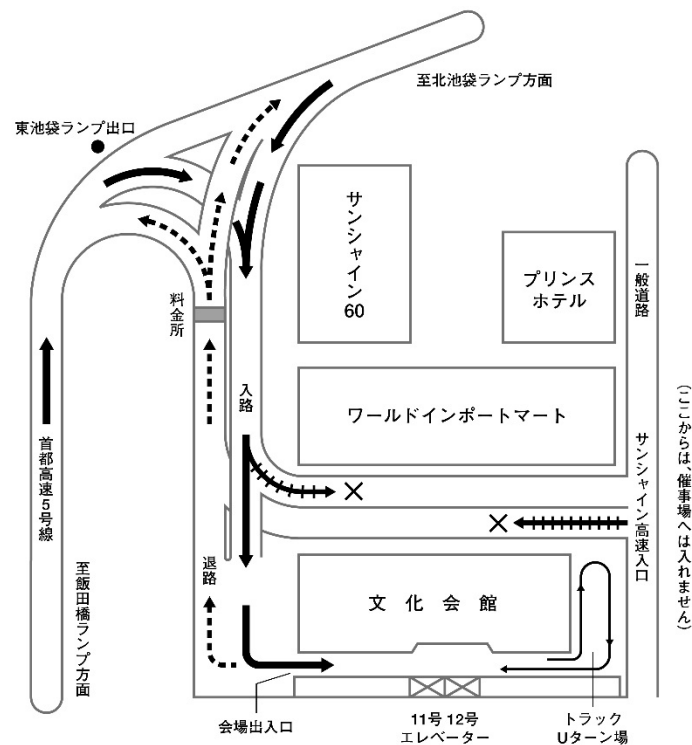
会 場 名	展示ホールB		
進 入 口	首都高速道路5号線の東池袋ランプ出口		
車 輛 制 限	高 さ	巾	長 さ
	3. 3 m	2. 5 m	9. 0 m
普通4 t まで（ロングボディー不可）			
荷 捌 所	文化会館3階荷捌所		
エレベーター	11・12号機		
出 口	東池袋ランプ出口		

※荷捌き所への入退路は高速道路に限られていますので、所定の料金をご負担頂くことになります。

※最寄りのランプは上り方面が北池袋、下り方面が飯田橋の各ランプ入口です。

※3F荷捌所内の搬入出エレベーター11号機、12号機を使用して4F会場へ・作業終了後は、首都高速5号線へ退出

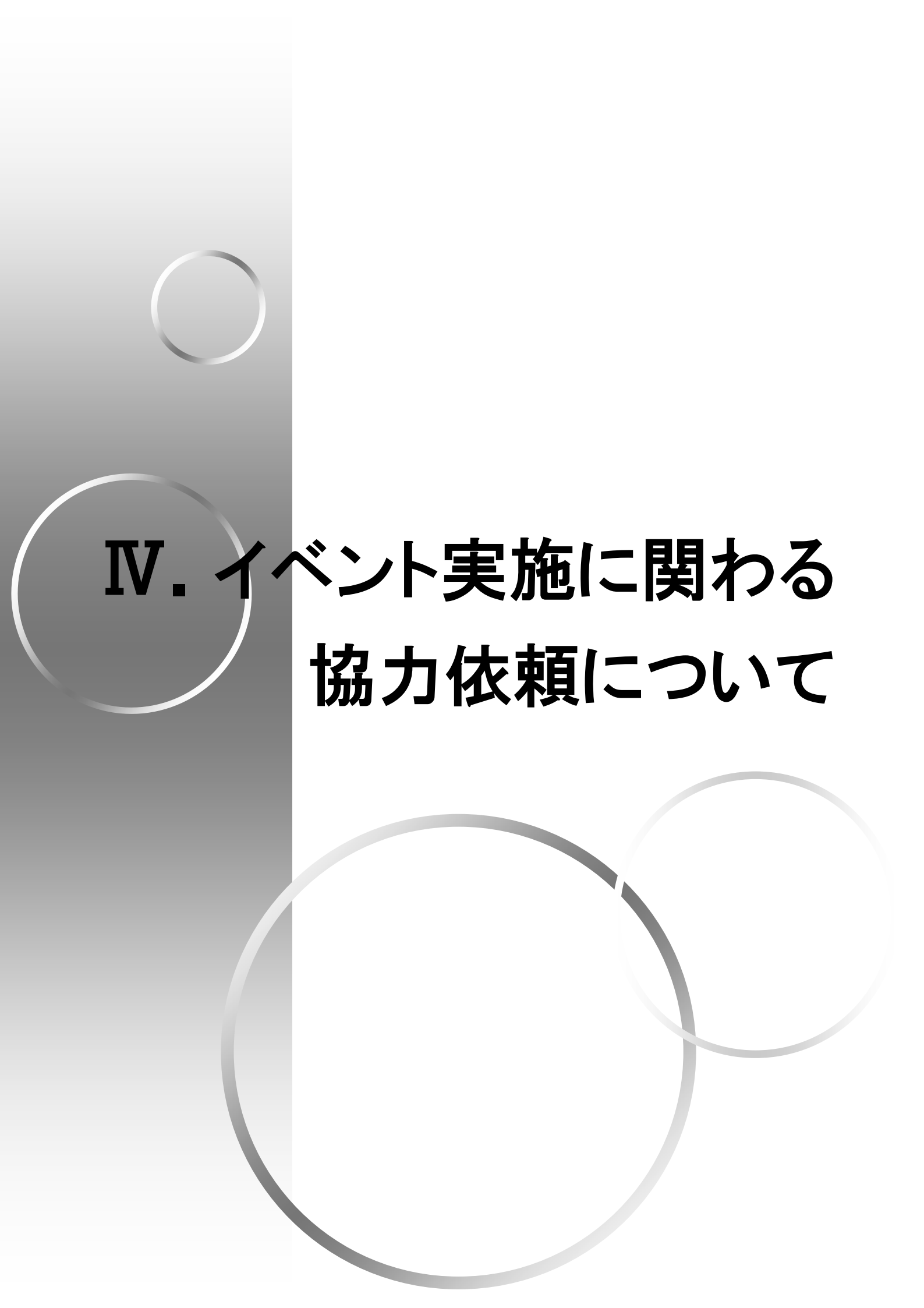
●経路図



※搬入出作業を円滑に進めるため、下記の要項にご注意ください。

- ・作業終了後は速やかに退去してください。作業終了後の駐車は厳禁とします。
- ・「搬入・搬出許可証」に記入された指定時間外の入庫はできません。
- ・車内遺留品、荷物、商品等の盗難は一切の責任を負いかねます。
- ・荷捌所が満車となった場合、入庫の制限をいたします。

	積載量	出口扉(mm)		カゴ内寸法(mm)		
	(kg)	間口	高さ	巾	高さ	奥行
11号機	4, 000	3, 000	2, 500	4, 500	2, 500	3, 100
12号機	3, 000	1, 700	2, 500	1, 700	3, 000	3, 100



IV. イベント実施に関わる 協力依頼について

1. 宣伝・PR関係

来場者への商品情報提供や、来場促進のため、会場で販売される特産品の写真を掲載したチラシを制作いたします。

1) 実施内容

- ①会期前日に会場商圏地域へ配達される新聞へ折り込みます。
- ②会場で実際に販売される特産品を掲載し会場周辺地域の住民にアピールします。

2) 依頼事項

広告訴求力（折り込みチラシ等によるPR）に適した商品撮影等の協力について、広告制作担当者から直接依頼をする場合がございます。

ご協力をお願い致します。

販売促進・集客効果・顧客獲得のため下記PRにご協力ください。

●ポスター掲出のお願い

ポスターをお渡ししますので、掲出できる場所がございましたらぜひ物産展PRにご協力ください。

●DMの活用方法

物産展専用DMハガキを制作します。

- 1 出展社50枚を会期前に配布します。

DMの追加はありません。

【注意事項】

専用DM用ハガキの郵送料は、出展社の負担となります。

事務局では負担を致しません。

2. PRコーナー ポスター、パンフレット等提供のお願い

各都道府県のPRコーナーにポスター、パンフレット、チラシの掲示をいたします。

掲示を希望される都道府県は20日15:00までにPRコーナーまでお持ちいただくか、下記住所宛にお送りください。

掲示、設置の調整は事務局にて行います。

※都道府県をPRする内容のものに限ります。

特定の出展社をPRしたものは各ブースでの掲示をお願いいたします。

※スペースの関係上、ポスターは原則各都道府県ごとに1枚とします。

※パンフレット、チラシは数種類お持ちいただけますが、場合によってすべてを設置できない場合もありますので、予めご了承ください。

各PRコーナーに宅急便で直接納品する場合の宛先

Aホール

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目1番地3号ワールドインポートマート4階 Aホール

ニッポン全国物産展 PRコーナー ○県分 担当者名 担当者携帯番号

Bホール

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3丁目1番地4号文化会館4階 Bホール

ニッポン全国物産展 PRコーナー ○県分 担当者名 担当者携帯番号

ヤマト運輸を使用する場合の専用ラベル記入例

時間指定 11月20日15:00まで必着

3. アンケート

■出展社アンケート（事前、事後、追跡）

出展社に対して、「事前」「事後」「追跡」アンケートを行います。

これらのアンケートは、当事業の大切な資料として保存いたします。

アンケートのメール発送及び、メール回収に関しては、基本的にメールでのやりとりとなります。

（メールアドレスをお持ちでない出展社にはアンケートをFAXにて発送させていただきます。）

■アンケート発送・回収スケジュール

- ・事前アンケート 令和2年10月上旬～10月中旬
- ・事後アンケート 令和2年11月21日（土）～22日（日）※会場で回収
- ・追跡アンケート 令和3年 1月12日（火）～2月初旬

4. 出展品の売上管理

■売上金の管理

出展品の売上代金の管理については、出展社または県連で行ってください。

■売上金の報告

会期中、毎日の売上額及び購入客数を『売上報告書』に記載のうえ、ご提出をお願いいたします。

（売上報告書は会場で各ブースに配布いたします。）

回収時間

21日 20:00～21:00

22日 20:00～21:00

■会期中の両替

事務局で両替はいたしませんので、予め充分なつり銭をご用意ください。
※近隣の銀行での両替は平日のみの取り扱いとなります。ご注意ください。

■両替について

つり銭の両替は各出展社でおこなってください。
※運営事務局では両替を行っておりません。

みずほ銀行池袋支店

窓口(口座問わず現金での両替に対応)・両替専用機
(キャッシュカードを持っている場合のみ対応)
平日 9:00~15:00
ATM(両替機能なし)
平日 24時間0:00~24:00(月曜0:00~7:00使用不可)
土 0:00~22:00(第1、4土曜3:00~5:00使用不可)
日祝 8:00~21:00
03-3983-7221

りそな銀行池袋支店

窓口(口座問わず現金での両替に対応)
平日 9:00~17:00
ATM(両替機能なし)
平日 0:00~24:00
土日祝 0:00~24:00
(第2土曜23:00~翌日8:00使用不可)
03-3987-3111

サンシャイン周辺銀行のご案内



三井住友銀行池袋東口支店

窓口(口座問わず現金での両替に対応)・両替専用機
(キャッシュカード、又は両替専用カードのみ対応)
平日 9:00~15:00
ATM(両替機能なし)
平日・土曜 24時間0:00~24:00
日 0:00~21:00
03-3971-0161

三菱UFJ銀行池袋東口支店

窓口(口座問わず現金での両替に対応)・両替専用機
(キャッシュカードを持っている場合のみ対応)
平日 9:00~15:00
ATM(両替機能なし)
平日 7:00~24:00
土日祝 7:00~24:00
(第2土曜21:00~翌日7:00使用不可)
03-3984-7311

※両替サービスの取扱いについては各支店に直接ご確認ください。
※両替は平日9:00~15:00までのお取扱いとなります。

令和2年7月現在

■ごみ処理について

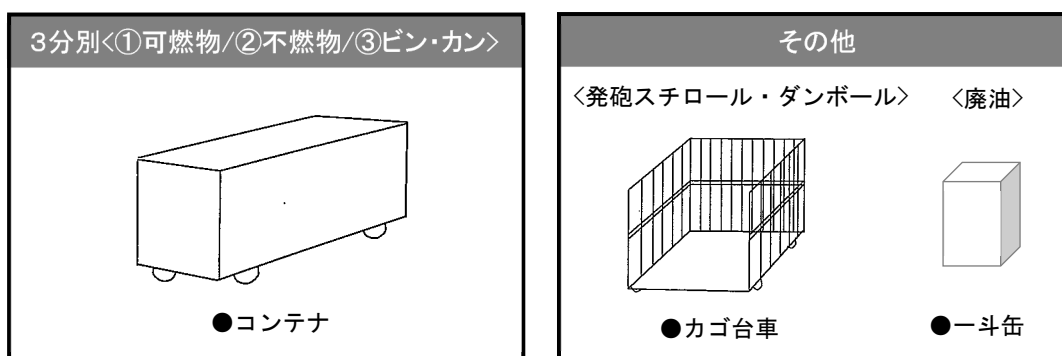
ゴミおよび廃棄物を有効・再利用するためにゴミの分けを以下の通りに徹底いたします。
ご協力をお願いいたします。

- ①可燃物
- ②不燃物
- ③ビン・カン
- ④その他

発砲スチロール、ダンボール、廃油については別途の分けとなります。

収集場所は、後日お知らせします。

また、ゴミ袋につきましては、半透明または透明のゴミ袋を各自でご用意ください。



各出展社のゴミは原則として各自で処理をお願いします。著しく大量の破棄または、残材の積み残しが見受けられた場合は、「廃棄処分料」を申し受けする場合がございます。極力お持ち帰るようお願いいたします。

■販売時の使用を目的とした紙袋

販売時の使用を目的とした、オリジナル紙袋を用意いたします。(数量限定)

オリジナル紙袋 (ロゴ入り)

(縦40cm×横32.5cm×奥行(まち部分)10.5cm)

必要な方は、20日13:00以降に会場内運営事務局までお越しください。
今年はレジ袋のご用意はございません。



V. 斡旋事項について

1. アルバイトの手配

会期中のアルバイトの手配を希望する場合は下記業務内容を参照のうえお申込ください。

<料金>

- ・ 1日8時間拘束（10：00～18：00） 16,500円（税込金額）
- ・ 残業1時間につき 2,200円（税込金額）
- ・ 開催時間（10：00～20：00）の合計金額 20,900円（税込金額）

※上記料金には交通費と昼食代が含まれています。

※時間外につきましては事務局までご相談ください。

※お支払いは、後日請求書をお送りいたします。

（出展社の都合により現場での勤務時間が短縮された場合でも、返金はいたしません）

※販売における金銭の授受や管理などの業務はマネキンをご手配ください。

詳しくは下記紹介業者までお問合せください。

※アルバイトの手配期限は会期の一週間前までとさせていただきます。

株式会社ディー・エヌ・エー

Tel：03-5740-8100

Mail：umezawa@dna-ex.co.jp 担当：梅沢

受付時間：10：00～18：00

<アルバイトの業務内容>

- ・ 搬入出のお手伝い
- ・ ストックからブースへ商品を運ぶ
- ・ 自主企画イベント等でのお客様の整理誘導
- ・ アンケート調査

2. マネキンの手配

販売等金銭を扱う業務はマネキンをご手配ください。

事務局では会期中のマネキンの手配はいたしかねますので、出展社ごとに直接お申し込みください。

なお、マネキンによるトラブルに関して事務局では一切関知しません。

<参考料金>業務内容や拘束時間により金額は異なります。

- ・ 1日8時間拘束（10：00～18：00） 16,750円（税込金額）
- ・ 残業1時間につき 2,100円（税込金額）
- ・ 開催時間（10：00～20：00）の合計金額 20,950円（税込金額）

※上記料金には交通費は含まれます。詳しくを見積りを発行しますので、お気軽にお問合せください。

※出展社の都合により現場での勤務時間が短縮された場合でも、返金はいたしません。

詳しくは下記紹介業者までお問合せください。

マネキン紹介業者（参考）

※マネキンの手配期限は10月末日までとさせていただきます。

第一ビジネス

Tel：03-3685-6655 Fax：03-3685-6699

Mail：watabe@no1-business.co.jp 担当：渡部順子

受付時間 10:00～18:00

3. 宿泊の手配

全国連では宿泊等の幹旋は行いません。

宿泊や交通トラブルに関して事務局では一切関知しません。

下記旅行代理店が相談窓口を設けておりますので直接お問い合わせください。

※宿泊、交通の幹旋は会期2ヶ月前～最低1ヶ月前を目安に行います。

1ヶ月を切りますと幹旋が難しくなりますのでご注意ください。

株式会社 日本旅行 新宿法人営業部

〒160-0017 東京都新宿区左門町16-1 四谷TNビル3階

Tel : 03-5369-3923 Fax : 03-3225-1005

mail : exhibition@nta.co.jp 担当 : 長野 (ナガノ)、寺前 (テラマエ)

営業時間 : 平日09:30～17:30 土日祝日休み

The background features a vertical gray bar on the left side. Overlaid on this bar and the white background are several thin, light gray circles of varying sizes. Some circles are partially cut off by the edges of the frame. The text is positioned to the right of the vertical bar.

VI. 保健衛生対策 マニュアル

1. 食品衛生対策上の留意点

会場内で食品の販売および実演を行う場合、食品衛生法に抵触しないものであることはもちろんですが、販売形態によって所定の設備を設置する必要があります。
必要設備については下記を参照のうえ、販売計画に応じて責任を持って手配してください。

保健所の指導により諸設備が必要な場合、設置に係る費用は基本設備を除いて、出展社の負担となります。これらの設備を必要とする場合は『オプションレンタル備品』を参照のうえ、『基本設備・オプションレンタル備品申込書（様式3-1）』にてお申し込みください。

1) 販売形態の必要設備一覧

業 種	対象とされる食品（抜粋）	必要な設備
飲食店営業	餃子・シュウマイ等を加熱調理し販売する場合。 おにぎり・寿司・サンドイッチ・弁当類を実演・調理販売する場合。 酒類のカップ売り。	1. 手洗い （殺菌性のある洗浄剤） 2. 湯沸かし器 3. 二層シンク 4. 冷蔵庫 （冷蔵オープンケース） 5. 実演囲い
食肉販売業 魚介類販売業	食肉・味付けなど加工済みの食肉の販売。（冷凍品含む） 生鮮魚介類の販売。 カツオのたたき等、生食用魚介類の販売。 冷凍生鮮魚介類の販売。	1. 手洗い （殺菌性のある洗浄剤） 2. 一層シンク ※注① 3. 冷蔵庫 ※注② （冷蔵オープンケース） 4. 実演囲い ※注③
食料品等販売業	弁当類・惣菜類・乳製品・食肉製品・魚介類加工品・その他の調理加工を要せず直接摂食できる食品販売。 にぎり飯・赤飯・寿司・サンドイッチ・煮豆・ゆで麺類・納豆・豆腐・佃煮・塩辛・くん製品・バター・チーズ・発酵乳・乳酸菌飲料・魚肉ねり製品・ゆで蛸・たらこ・すじこ・いくら等 （なお、缶詰食品・びん詰め食品を除く）	
菓子製造業	きんつばの製造販売・饅頭の蒸し売り・ダンゴの焼き売り等の和菓子。 チーズケーキ等洋菓子の製造販売。	
喫茶店営業	ジュース・コーヒー・牛乳等のカップ売り。 アイスクリーム・シャーベットのディッシュアップ。	
魚肉練り製品製造業	魚肉ねり製品（かまぼこ等）の製造。	
アイスクリーム類製造業	ソフトクリーム等の製造販売。	
麺類製造業	手打ちそばの製造販売・生めんの切り売り等。	
乳類販売業	牛乳・乳飲料のパック販売。 加工乳のパック販売。	1. 手洗い （殺菌性のある洗浄剤） 2. 冷蔵庫 （冷蔵オープンケース） ※注②
加工食品の販売	チョコレート・スナック菓子等の上記許可対象外の物 （密封された食品を開封することなく渡す場合）	不要

- 【※注①】 魚介類販売業・食肉販売業・食料品等販売業において、予め包装された商品のみ仕入れて販売する場合には、シングルシンクは不要です。
- 【※注②】 冷凍庫（冷凍オープンケース）については、必要に応じて設置してください。
- 【※注③】 魚介類販売業・食肉販売業・食料品等販売業において、予め包装された商品のみ仕入れて販売する場合には、実演囲いは不要です。

◆その他の注意事項

- ・加熱調理して提供（お好み焼き・フランクフルト等その場で食べられるもの）したり、
- ・商品の表示に「要冷蔵」とあるものや、冷蔵で流通されている商品は必ず冷蔵ケースで販売し、ストック商品は必ず冷蔵庫等に保存してください。
- ・商品の表示に「要冷凍」とあるものや、冷凍で流通されている商品は必ず冷凍ケースで販売・保存してください。
- ・冷蔵ケースや冷凍ケースには、商品を積み上げる限界線（ロードライン）があります。このロードラインを無視して商品を積み過ぎると、冷気が回らず商品が劣化したり消費期限が短くなることがありますので、特にご注意ください。
- ・実演販売をする場合、電気調理器具や食用油の使用については、「防災上の留意点」を遵守してください。
- ・生カキやふぐを取扱う場合は別途届出等が必要となります。場合によっては資格が必要で手続きに日数がかかることもありますので、詳細はご確認ください。
- ・その他食品衛生上に関する質問等は、事務局までお問い合わせ願います。

2. 食品の表示について

1) 食品の表示制度

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、正しく食品の内容を理解し、選択したり適正に消費したりするうえでの重要な情報源となっています。万が一事故が生じた場合には、その責任の追及や製品回収等の行政措置を迅速かつ適確に行うための手がかりになります。

※食品の表示に関する法律は様々なものがあります。

【食品表示法・不当景品類及び不当表示防止法・計量法・医薬品医療機器法等】

食品表示については、事前に地元の保健所や関係機関に相談をしてください。

2) 表示に関する原則

- ① 適正な表示のない食品は販売できません。
- ② 表示は邦文で、理解しやすい用語で正確に行います。
- ③ 容器包装の見やすい箇所に一括表示します。容器を包装紙で外装する場合には、外装に必要な表示をするか又は容器の表示が外装を透かして読めるようにするか、外装で隠れないようにする必要があります。
- ④ 表示に用いる文字は日本工業規格に規定する8ポイントの活字以上の大きさを使用してください。
- ⑤ 虚偽、あるいは誇大な表示を行ってはいけません。

3) 消費者向けに販売する加工食品に必要な表示項目

- ① 名称
商品名ではなく、一般的な名称を表示する。
- ② 保存の方法
開封前の保存方法を表示する。「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」など。保存方法の基準が定められたものにはその基準に従って表示する。
- ③ 消費期限又は賞味期限
品質が急速に劣化する食品には「消費期限」それ以外の食品には「賞味期限」を表示する。
- ④ 原材料名
使用した原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。
- ⑤ 添加物
添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。原則は物質名による表示だが、用途名との併記が必要なもの、一括名表記が認められているもの、表示が免除されているものなどもある。
- ⑥ 内容量又は固形量及び内容総量
内容重量（グラム又はキログラム単位）、内容体積（ミリリットル又はリットル単位）又は内容数量（個数等の単位）を単位を明記して表示する。
- ⑦ 栄養成分の量及び熱量
熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量の表示をする。ナトリウムの量は食塩相当量として表示する。
- ⑧ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。事項名については、表示内容に責任を有する者が製品の製造業者である場合は「製造者」、加工業者である場合は「加工者」、輸入者である場合は「輸入者」と表示することが基本である。合意等によりこれらの者によって変わって販売業者が表示することも可能で、その場合の事項名は「販売者」となる。
- ⑨ 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称等
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を表示する。輸入品は輸入業者の営業所の所在地及び輸入業者の氏名又は名称を表示する。

※⑧の住所及び氏名（名称）と⑨の所在地及び氏名（名称）が同一の場合は省略可能
※製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称は、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合に、消費者庁長官に届け出た製造所固有記号による表示をすることができる。

4) 一定の要件に該当する場合に必要な表示項目

① アレルゲン

特定原材料を原材料とする加工食品及び特定原材料に由来する添加物を含む食品には、アレルゲンの表示が義務付けられている。個別表示が原則となるため、含まれる原材料名の直後に括弧を付して「(〇〇を含む)」と表示する。乳については「(乳成分を含む)」とする。添加物の場合は「(〇〇由来)」と表示し、乳の場合は「(乳由来)」と表示する。

【義務】特定原材料（7品目）：えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）

【推奨】特定原材料に準ずるもの（21品目）：アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

② L-フェニルアラニン化合物を含む旨

アスパルテームを含む食品については「L-フェニルアラニン化合物を含む」などと表示する。

③ 原料原産地

国内で製造した全ての加工食品が原料原産地表示の対象となる。ただし、輸入品については、原料原産地表示ではなく「原産国名」の表示が必要である。

原材料に占める重量割合が最も高い原材料（「対象原材料」という）について、その対象原材料に対応してその原産地名を表示する。対象原材料が生鮮食品の場合は産地を表示し、対象原材料が加工食品の場合は製造地を表示する。

④ その他

特定保健用食品、機能性表示食品、乳児用規格適用食品に該当する場合はそれぞれ必要な表示項目がある。

5) 生鮮食品の表示項目

① 農産物

消費者向けに販売する農産物に必要な表示項目は「名称」と「原産地」である。その他、要件や特性に応じて表示が必要な項目がある。

なお、タケノコ水煮など加熱処理等行った場合や乾ししいたけなど乾燥を行った場合は加工食品になる。

② 水産物

消費者向けに販売する水産物に必要な表示項目は「名称」と「原産地」である。その他食品の特性に応じた表示が必要である。以下はその一例。

【水産物】「解凍した旨」、「養殖した旨」

【切り身又はむき身であって、生食用のもの】生食用である旨

【生かき】生食用であるかないかの別 など

なお、ゆで海老など加熱処理等を行った場合、塩蔵わかめなど塩蔵等を行った場合、干物など水分調整の目的で乾燥した場合、しめさばなど酢等で加工した場合は加工食品になる。

③ 畜産物

消費者向けに販売する畜産物（食肉）に必要な表示項目は「名称」と「原産地」、「鳥獣の種類」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「添加物」、「加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称」等である。

なお、焼肉のタレに漬けた味付けカルビなど調味した場合、豚カツ用の豚肉など衣を付けた場合は加工食品になる。

※①～③については、容器包装に入れられたものは容器包装の見やすい箇所に表示する。容器包装に入れられていないものは、近接した掲示その他見やすい場所に表示する。

④ 玄米及び精米

必要な表示項目は「名称」と「原料玄米」、「内容量」、「調製年月日、精米年月日又は輸入年月日」、「食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」である。「原料玄米」の表示内容は、産地、品種、産年、使用割合などが規定されている。

6) 遺伝子組換え食品

安全性が確認された遺伝子組換え農産物とその加工食品について食品表示基準に基づき、表示ルールが定められている。表示義務の対象は、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜及びパパイヤの8種類の農産物と、これを原材料とし、加工工程後も検出できる加工食品33食品群及び高オレイン酸遺伝子組換え大豆及びこれを原材料として使用した加工食品（大豆油等）である。

① 義務表示

- ・ 分別生産流通管理された遺伝子組換え食品を原材料とする場合

⇒「遺伝子組換え」と表示

- ・ 組換え、組換えでないものを分別していない食品を原材料とする場合

⇒「遺伝子組換え不分別」と表示

- ・ 従来のもものと組成、栄養価などが著しく異なる遺伝子組み換え食品を原材料とする場合

⇒例「高オレイン酸遺伝子組換え」と表示

② 表示不要又は任意表示

- ・ 分別生産流通管理された遺伝子組み換えでない食品を原材料とする場合

⇒表示不要又は「遺伝子組換えでない」と表示

- ・ 加工後に組換えられたDNA及びこれによって生じたたんぱく質が、広く認められた最新の技術によっても検出できない加工食品（大豆油、しょうゆなど）

⇒表示不要（任意で表示することも可）

食品表示に関する詳細は、消費者庁HPの食品表示法等（法令及び一元化情報）をご参照ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act

食品の取扱い注意

1 調理を行う方への注意事項

- 体調の悪い人、又は、おう吐、下痢の症状を起こしている方は、調理に従事しないでください。
- おう吐、下痢の症状があったが回復し2週間以内の方も、注意が必要です。
ノロウイルスは、回復しても便から1億個以上検出されます。
手洗いが十分でないと、食品に付着し食中毒の原因となります。
十分な手洗い後、手袋の着用をおすすめします。
- 手指に傷がある人は、直接食品に手を触れる行為はしないで下さい。
黄色ぶどう球菌による食中毒の原因となります。
- 調理中や食品の近くで、セキをしたり、たばこを吸ったりしないで下さい
- 食品に髪の毛や異物が混入しないよう十分注意して下さい。

2 食品の取扱いについて

- 前日に調理した残りは提供しないで下さい。
- 食品は適切な温度で保管、販売して下さい。
- 揚げ物を揚げた残り油は、異物、昆虫、ねずみなどに汚染されぬよう適切な保管を行って下さい。
- 加熱、加温を行うことは調理行為となりますので、天井、側壁で囲われた設備内で行って下さい。
- 包装のない食品、および試食品は、ほこりや異物が入らないように、販売用のパネルやラップなどを使い、冷蔵が必要な食品は、定められた品温で販売して下さい。
- 店番は、しっかり、お店は留守にしないでください。

豊島区池袋保健所 生活衛生課 食品衛生グループ
東京都豊島区東池袋4-42-16 電話03-3987-4177

※過去の保健所からの指摘事項（特に注意を払って頂きたい事項です）

●表示の不備

- ・賞味期限や消費期限の記載が無い
（不備の例）製造日から〇日以内
- ・冷蔵品なのに冷凍品のラベルが付いている
- ・（株）や（有）、（社）などの法人表示が記載されていない（製造者、販売者が法人の場合）
- ・表示のポイントが小さい（8ポイント以上にすること）
- ・包装で表示が隠れないようにする
- ・ばら売りの商品にも表示をすること
- ・製造者等の氏名は「屋号」ではなく法人名を個人営業の場合代表者名を記すこと

●取り扱い

- ・冷蔵ケースや冷凍ケースのロードラインを無視している
- ・要冷蔵品を常温で販売（保管）している
- ・冷凍品を冷蔵ケースで販売（保管）している
- ・期限切れの原材料を使用している。

●施設

- ・実演販売場所がシンクから遠い
- ・試飲試食を行う場所の近くにゴミ箱を設置すること

「実演販売営業」をする際の注意事項

下記に該当する行為を行う出展社は実演囲いを設け、その中で調理行為を行う必要があります。

- ・ 焼く、煮る、茹でるなどの行為に伴う調理販売
 - ・ 切る、混ぜるなどの行為を伴う調理販売
 - ・ 注ぐ、盛るなどの行為を伴う調理販売
- ※ビールサーバーおよびソフトクリームサーバーでの実演販売をする際にも必要になります。

上記行為を伴う際は予め申請書類に明記し、
実演囲いを設置するレイアウトでブース内の設計をお願いいたします。



【参考画像：実演囲い】

【その他禁止事項】

ハムなどを会場でカットして販売する行為は食品衛生上管理が難しいと判断されるため、本催事での販売は禁止させていただいております。あらかじめご了承ください。

実演販売は保健所の申請の元、臨時で販売を行える許可を得て行う行為になります。
申請内容と異なる内容の際は、販売自体行えなくなる可能性がありますので、ご注意の程
よろしくお願い申し上げます。

以上、ご確認のほど、よろしくお願い申し上げます。



VII. 酒類販売マニュアル

1. 酒類の販売と必要手続き

酒類の販売については、周知のとおり免許が必要となっています。
営業許可免許のコピー、その他別紙必要書類を揃え豊島税務署への届出が必要となります。
酒類の販売を希望する場合は申請書をご提出ください。
届出は事務局にて代行し税務署へ提出いたします。

※提出期限内に申請がない場合には酒類の取り扱いはないものとみなします。

事前の届出と事後の届出があります。
(提出期限 事前9月28日(月)、事後12月4日(金))

1) 期限付酒類小売業免許取得の必要について

ニッポン全国物産展にて酒類の販売を行う場合には、期限を付した酒類小売業免許の取得が必要となります。

酒類小売業免許をお持ちの出展社のみ期限付酒類小売業免許を取得することができます。

期限付免許の取得には、所轄税務署に対し申請または届出の2種類の方法がありますが、本物産展は一定の条件を満たしているため、届出を持って免許を取得する流れとなります。
(申請と届出は許可される内容が異なります)

酒類の販売を希望される出展社ごとに詳細を集め、事務局が代行して届出をし、免許を取得いたします。

2) 届出による免許取得の条件について

届出においての条件はほぼ満たしておりますが、出展社には下記事項の厳守をお願いいたします。

- 酒類を販売する目的が、特売又は在庫処分等でないこと
- 値引きおよび景品つき販売の禁止
- 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること
- 開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと
- 申請のあった出展社のブース内に限定した販売であること

厳守されない場合には酒類の販売を中止していただきますので十分ご注意ください。

3) 届出に必要な書類について

<様式の提出>

様式 9
酒類申請
① ~ ⑦

提出 9 / 2 8

様式 9 『酒類販売申請書』・・・・・・提出が必要な書類 事前提出①～⑦
事後提出⑧～⑨

提出日：事前 9 月 2 8 日（月）

※各出展社ごとに全ての書類が必要となります。県単位での申請はできません。

事前届出必要書類		
通し番号	提出日	書類内容
事前①	9 / 2 8（月）	期限付酒類小売業免許届出必要書類
事前②	9 / 2 8（月）	建物等の配置図（建物の構造を示す図面）
事前③	9 / 2 8（月）	事業の概要（販売設備状況書）
事前④	9 / 2 8（月）	『酒類の販売管理の方法』に関する取り組み計画書（全 2 頁）
事前⑤	9 / 2 8（月）	販売する酒類を説明した書類
事前⑥	9 / 2 8（月）	酒類販売管理者選任（解任）届出書
事前⑦	9 / 2 8（月）	酒類販売業免許の免許要件誓約書（全 3 頁）
☆	9 / 2 8（月）	資格証明書交付申請書コピー又は酒類小売業免許コピー
☆	9 / 2 8（月）	酒類販売管理者標識

上記 8 種の書類の提出が必要です。

（その他必要書類については事務局にて用意します。）

遅れての提出は認められません。

事前、事後共に届出が必要です。

酒類販売管理者標識について

酒税法及び酒類業組合法の一部を改正する法律が、平成 2 9 年 6 月 1 日施行されました。

改正法施行後、酒類小売業者は、販売場の見やすい場所に販売管理者の氏名及び研修最終受講日など、財務省令で定める事項を掲示した標識の掲示をしなければなりません。

本イベントにおいても本年より下記の酒類販売管理者標識が必要になりましたので、提出書類・記入例をご確認の上、ご提出お願いいたします。

様式 8
酒類申請
⑧～⑨

提出 1 2 / 4

提出日：事後 1 2 月 4 日（金）

※各出展社ごとに全ての書類が必要となります。県単位での申請はできません。

事後届出必要書類		
通し番号	提出日	書類内容
事後⑧	1 2 / 4 （金）	酒類の販売数量等報告書
事後⑨	1 2 / 4 （金）	「未成年の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書（全 4 頁）

会期終了後速やかに提出をお願いいたします。

必ずご提出ください。